募集等にかかる株券等のお客様への配分にかかる基本方針

松井証券株式会社

当社は、募集(コミットメント型ライツ・オファリングに係るものを除きます。以下同じ。)もしくは売出し(目論見書を作成するものに限ります。以下同じ。)の取扱いまたは売出し(以下「募集等」といいます。)にかかる株券等(社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度において取扱う振替株式等を含みます。)のお客様への配分を、以下の方針に従って行います。

1. 当社の基本方針

当社は、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ 適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行います。また、当社はあらかじめ お客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱を行うとともに、公正な配分に努め るものとします。以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて金融商品市 場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えています。

2. 配分の方法

(1) 配分の対象となるお客様

当社会員画面を通じて購入申込を行ったお客様のうち、購入申込期間最終日において最低単位以上の余力があるお客様を対象に配分を行います。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、1人当たりの申込株数に上限を設ける場合があります。この場合には、会員画面上でお客様にご案内します。

(2) 抽選の割合

募集等にかかる株券等の配分は、当社割当数量の 70%以上について、抽選により配分先 を決定します。

ただし、次に掲げる場合には、抽選の割合を引き下げることまたは抽選による配分を中止することがあります。

- ①お客様からの購入申込の数量が当社における配分予定数量に満たない場合
- ②抽選の対象となるお客様からの購入申込数量が抽選による配分予定数量に満たない場合
- ③抽選を行う数量が5単位に満たない場合

(3) 抽選の方法

抽選による配分は、お客様への配分数量の合計が抽選により配分を行う数量に達するまで、次の各号の順序に従い、各号に定める数量を配分することにより行います。

① 公募価格以上で需要申告(ブックビルデ	最低単位
ィング)を行ったお客様	
② 公募価格未満で需要申告を行ったお客様	最低単位
③ 公募価格以上で需要申告を行ったお客様	申込数量(申込数量に公募価格を乗じた金額
	以上の余力がない場合には、余力の範囲内で
	申し込める最大の数量。以下④および⑥にお
	いて同じ。) のうち上記①により割当を受け
	た数量を差引いた数量
④ 公募価格未満で需要申告を行ったお客様	申込数量のうち上記 ②により割当を受けた
	数量を差引いた数量
⑤ 需要申告を行わなかったお客様および購	最低単位
入申込後に当該申込を取消した上で再度	
購入申込を行ったお客様	
⑥ 需要申告を行わなかったお客様および購	申込数量のうち上記⑤により割当を受けた
入申込後に当該申込を取消した上で再度	数量を差引いた数量
購入申込を行ったお客様	

上記①から⑥において、同号のお客様の間で配分先を決定する際は、抽選の対象となる お客様に対して、コンピュータを用いて自動的に乱数を付番し、乱数の数値が高いお客様 から順に配分を行います。

(4) 抽選によらない配分の方法

抽選によらない配分は、次のいずれかに該当するお客様を対象に、当社との取引状況、 証券投資についての知識・経験・資力・投資方針等の適合性を勘案し、公正な配分を行い ます。

- ①当社において中長期的な取引を行うことが可能な資金もしくは資産を当社に預託していること、または差し入れていること。
- ②金融商品取引の回数および規模が大きく、高度な知識および経験があること。
- ③当社との取引を拡大維持していただけること。

3. 配分禁止対象者

当社は、次のいずれかに該当するお客様への配分は行わないものとします。需要申告および配分の申込がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告または申込はお受けしません。

- ①発行会社が指定する者
- ②当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じさせる者

- ③暴力団、暴力団関係者、いわゆる総会屋等、社会的公益に反する行為をする者
- ④空売りに係る有価証券の借入れの決済(金融商品取引法施行令第 26 条の 6)を行うおそれがあると認められる者

4. 過度な集中配分および不公正な配分の未然防止

過度な集中配分および不公正な配分とならないよう、抽選によらない配分にあたっては、 次の各号を遵守します。

- ①新規公開株の配分に際しては、抽選による配分を行うお客様一人当たりの平均数量の 10 倍を上限とすること。
- ②新規公開株の配分に際しては、同一のお客様に対し、過度に反復継続した配分を行わないこと。
- ③お客様の損失を補填しまたは利益を追加する目的での株券等の配分を行わないこと。
- ④商品の購入を条件とした配分を行わないこと。

5. 需要申告の方法

需要申告および購入申込は、当社会員画面上で行うことができます。

需要申告の期間、方法、仮条件等、各募集等案件における具体的な需要申告の要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書や目論見書に記載されます。また、これらに需要申告および配分の申込の受付期間、受付方法、抽選日等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件の需要申告期間の開始から購入申込期間の終了までの間、当社WEBサイト(https://www.matsui.co.jp/)においてお知らせします。

個別の事案において、これと異なる方針で需要申告を行う場合は、その変更の理由とと もに、併せてお知らせします。

6. 配分情報の提供

株券等を配分した先の法人のお客様の一部につき、日本証券業協会「株券等の募集等の 引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に定めるところにより、そのお客様の名称お よびそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発 行会社に提供します。

7.本方針と異なる取り扱い

個別の事案において、本方針に示した内容と異なる方針で配分を行う場合は、その変更の理由とともに、当社WEBサイトにおいてお知らせします。

以上 2018年4月